

軽自動車税の税率が変わります

自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率が変わります。
また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に対しては、経年重課税率が導入されます。

☆原動機付自転車・バイク・トラクター・フォークリフト等

★三輪・四輪の軽自動車

車種区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー 50cc以下	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超～250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車 農耕作業用		1,600円	2,400円
小型特殊自動車 その他(フォークリフト等)		4,700円	5,900円

車種区分		税率(年額)			
		平成27年 3月31日以前の 登録車 (現行税率)	平成27年 4月1日以後の 登録車 (新規税率)	登録後 13年を 経過した車 (経年重課税率)	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物	家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用		3,000円	3,800円	4,500円	

- ①新規税率が適用されるのは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両です。
- ②平成27年3月31日以前に新規登録した車両は、登録後13年まで現行税率のままです。
- ③平成14年12月31日以前に新規登録した車両(電気軽自動車を除く)は、登録後13年を経過しますので、平成28年度から、上の表の経年重課税率が適用になります。
- ④平成27年4月1日以降に中古で購入した車両は、初年度登録年月から13年を経過すると経年重課税率が適用になります。

【注】初年度登録年月とは、新規登録したときであり、中古で購入したときではありません。

- ⑤平成27年4月1日付けで新規登録を行うと平成27年度から新規税率による課税となりますのでご注意ください。

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者等に課税されます。車両を使用しなくなった場合や譲渡した場合は、手続きしないと元の所有者等に課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。

軽自動車税は、月割で課税する制度ではないので、4月2日以降に廃車や名義変更をしても、1年分の税金が課税されます。まだ手続きがお済みでない人は、早急に手続きをお願いします。

自動車税

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税となる県税です。

自動車を買った、廃車した、住所・氏名を変更したなどの場合は、3月31日(※)までに運輸支局で必ず手続きを済ませてください。

※一時的に住所を変更する場合は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の発送先を変更できます。

▼問合せ先

- 自動車税について
県自動車税事務所 ☎027-263-4343
または県税事務所、県行政県税事務所
- 登録について
関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021

▼手続き・問合せ先

- 吉岡町のナンバーが付いた
125cc以下のバイク、小型特殊自動車
役場財務課税務室 ☎54-3111(内線134)
- 軽二輪(125cc超250cc以下)
群馬県自動車整備振興会 ☎050-5540-2021(音声案内)
- 二輪の小型自動車(250cc超)
関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内)
- 軽四輪
軽自動車協会群馬事務所 ☎050-3816-3109(音声案内)

